

改 正 案

現 行

<p>(い)</p> <p>図書の書類</p> <p>明示すべき事項</p>	<p>(確認申請書の様式) 第一条の三 (略) 2・3 (略) 4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。 一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。） イ・ロ (略) ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類 (1) 次の表一の各項の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(ロ)欄に掲げる図書 (2) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(ロ)欄に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。） 一 二〇五 (略)</p>
<p>(い)</p> <p>図書の書類</p> <p>明示すべき事項</p>	<p>(確認申請書の様式) 第一条の三 (略) 2・3 (略) 4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。 一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通（構造計算適合性判定を要する場合にあつては、副本二通）に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。） イ・ロ (略) ハ 申請に係る建築物の計画に含まれる建築設備が次の(1)及び(2)に掲げる建築設備である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類 (1) 次の表一の各項の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(ロ)欄に掲げる図書 (2) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる建築設備 当該各項の(ロ)欄に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。） 一 二〇五 (略)</p>

(十)									
法第三十 六条の規 定が適用 される建 築設備									
(略)									
(略)									
令第二百十 九条の第三 項第一号 及び第二項 第一号並び に第二百十 九条の四か ら第二百十 九条の十一 までの規定 が適用され るエレベ ーター									
エレベーター の構造詳細図									
エレベーター の仕様書									
(略)									
エレベーターの かこの定格速度									
保守点検の内容									
エレベーターの かこの構造									
エレベーターの 主要な支持部分 の位置及び構造									
(略)									
(略)									
エレベーター の仕様書									
令第二百十 九条の第三 項第二号 及び第二項									
エレベーター の踏段の定格速									

(十)									
法第三十 六条の規 定が適用 される建 築設備									
(略)									
(略)									
令第二百十 九条の第三 項第一号 及び第二項 第一号並び に第二百十 九条の四か ら第二百十 九条の十一 までの規定 が適用され るエレベ ーター									
エレベーター の構造詳細図									
エレベーター の仕様書									
(略)									
エレベーターの かこの定格速度									
保守点検の内容									
エレベーターの かこの構造									
エレベーターの 主要な支持部分 の位置及び構造									
(略)									
(略)									
エレベーター の仕様書									
令第二百十 九条の第三 項第二号 及び第二項									
エレベーター の踏段の定格速									

(三) (五)	(略)
	の写し

5
5
9 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、別記第八号様式（昇降機用））による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ (略)

ロ 申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる工作物 当該各項の(ロ)欄に掲げる書類

(2) 次の表三の各項の(イ)欄に掲げる工作物 当該各項の(ロ)欄に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二・三 (略)

一 (略)

二

(三) (六)	(略)

5
5
9 (略)

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一 別記第十号様式（令第三百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、別記第八号様式（昇降機用））による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）

イ (略)

ロ 申請に係る工作物が次の(1)及び(2)に掲げる工作物である場合にあつては、それぞれ当該(1)及び(2)に定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(イ)欄に掲げる工作物 当該各項の(ロ)欄に掲げる書類

(2) 次の表三の各項の(イ)欄に掲げる工作物 当該各項の(ロ)欄に掲げる書類（建築主事が、当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）

二・三 (略)

一 (略)

二

三

(い)	(略)	令第二百二十九条の第三項第二号及び第二項第二号並びに令第二百十九条の十二の規定が適用されるエスカレーター						エスカレーターの仕様書	(略)	(略)
		(略)	図	エスカレーターの構造詳細		(略)	保守点検の内容			
(る)	(略)			エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造				エスカレーターの踏段の構造	(略)	エスカレーターの踏段の定格速度

三

(い)	(略)	令第二百二十九条の第三項第二号及び第二項第二号並びに令第二百十九条の十二の規定が適用されるエスカレーター						エスカレーターの仕様書	(略)	(略)
		(略)	図	エスカレーターの構造詳細		(略)	保守点検の内容			
(る)	(略)			エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造				エスカレーターの踏段の構造	(略)	エスカレーターの踏段の定格速度

(略)	(略)	別表第二(第十一条の二の三関係)	2 8 (略)	(一)	(二) }	(三)	乗用エレベーターで観光のためのもの	(略)	制動装置の構造を令第四百四十三条第二項において準用する令第四百二十九条の十の十第二項の認定を受けたものとするもの	安全装置の構造を令第四百四十三条第二項において準用する令第四百二十九条の十の十第二項の認定を受けたものとするもの	令第四百四十三条第二項において準用する令第四百二十九条の十第二項の認定に係る認定書の写し
							制動装置の構造を令第四百四十三条第二項において準用する令第四百二十九条の十第二項の認定に係る認定書の写し		令第四百四十三条第二項において準用する令第四百二十九条の十第四項の認定に係る認定書の写し		

(略)	(略)	別表第二(第十一条の二の三関係)	2 8 (略)	(一)	(二) }	(三)	乗用エレベーターで観光のためのもの	(略)	制動装置の構造を令第四百四十三条第二項において準用する令第四百二十九条の十の十第二項の認定を受けたものとするもの	令第四百四十三条第二項において準用する令第四百二十九条の十第二項の認定に係る認定書の写し
							制動装置の構造を令第四百四十三条第二項において準用する令第四百二十九条の十第二項の認定に係る認定書の写し			

(略)	令第二百二十九条の十第二項の認定に係る評価	四十万円
	令第二百二十九条の十第三項第一号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	七十万円
	令第二百二十九条の十第三項第二号に掲げる安全装置の機能を確保することができるものであることを確かめる場合	三十万円
(略)	令第二百二十九条の十第二項の認定に係る評価	四十万円

改 正 案	現 行
<p>（指定性能評価機関に係る指定の区分）</p> <p>第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十九 （略）</p> <p>二十 令第二百二十九条の四第一項第三号、令第二百二十九条の八第二項、令第二百二十九条の十第二項及び第四項並びに令第二百二十九条の十二第二項及び第五項の認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>二十一 二十四 （略）</p>	<p>（指定性能評価機関に係る指定の区分）</p> <p>第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十九 （略）</p> <p>二十 令第二百二十九条の四第一項第三号、令第二百二十九条の八第二項、令第二百二十九条の十第二項並びに令第二百二十九条の十二第二項及び第五項の認定に係る性能評価を行う者としての指定</p> <p>二十一 二十四 （略）</p>